

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定
(令和 8 年 4 月 1 日改訂版)

ごかせ未来キャリア協同組合

ごかせ未来キャリア協同組合（以下「甲」という。）とごかせ未来キャリア協同組合の労働者の過半数を代表する者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で派遣先業務において別表 1 の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、及び技能・資格特別手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給、技能・資格特別手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 1 に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 2 の地域指数を乗じたものとする。

（一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日付職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添 2「職業安定業務統計の求人賃金を基準とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」に定めるものとする。

（二）地域調整については、派遣先の事業所所在地が宮崎県西臼杵郡内に限られることから、通達別添 3 に定める「延岡計」の指数を用いるものとする。

（三）時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給、資格特別手当とは分離し、社員就業規則第 33 条に準じて、法律の定めに従って支給する。

(四) 通勤手当については、ごかせ未来キャリア協同組合就業規則 31 条に基づき支給することとし、基本給及び資格特別手当とは分離し、対象従業員の通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、通勤に要する実費に相当する額とする。

(五) 退職手当については、基本給及び資格特別手当とは分離し、対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次に掲げる条件を満たした別表 3 のとおりとする。

① 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達別添 4 に定める「令和 4 年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも 3 年）

② 退職時の勤続年数ごと（3 年、5 年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年、33 年、定年）の支給月数：

「令和 4 年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を乗じた数値

（基本給と退職金）

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

(一) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(二) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク：10 年

B ランク：0 年

(三) 通勤手当については、別途定めるごかせ未来キャリア協同組合就業規則 31 条に従って 13,800 円（時給換算額 79 円）の範囲内において通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(四) 退職手当については、次に掲げる条件を満たした別表 4 のとおりとする。

① 別表 3 に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

② 別表 3 に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

2 甲は、第 5 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、より質の高い職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するか、基本給額を昇給することとする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第5条 基本給昇給の決定は、1年ごとに勤務評価を行う。勤務評価は公正に評価することとし、その方法はごかせ未来キャリア協同組合社員就業規則第39条に定める方法を準用する。

2 資格特別手当は、ごかせ未来キャリア協同組合社員就業規則32条に基づき支給するものとする。

(賃金以外の待遇)

第6条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇についてはごかせ未来キャリア協同組合社員就業規則第56条から第60条までの規定を準用する。

(教育訓練)

第7条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「ごかせ未来キャリア協同組合キャリアコンサルティング概要」に従って、着実に実施する。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。(最低賃金改定の際は都度見直しをする)

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和8年4月1日

甲 ごかせ未来キャリア協同組合
代表理事 曾我部 謙造 印

乙 ごかせ未来キャリア協同組合過半数労働者代表

鷹羽 真歩 印

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	06402 農作物栽培・ 収穫作業員	職業安定 業務統計	1,124	1,279	1,369	1,403	1,502	1,604	1,994
2	地域調整	延岡計 84.5	950	1,081	1,157	1,186	1,270	1,356	1,685

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	04501 レジ係	職業安定 業務統計	1,236	1,407	1,505	1,543	1,651	1,764	2,193
2	地域調整	延岡計 84.5	1,045	1,189	1,272	1,304	1,396	1,491	1,854

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	04506 飲食料品販売 員	職業安定 業務統計	1,230	1,400	1,498	1,535	1,643	1,755	2,182
2	地域調整	延岡計 84.5	1,040	1,183	1,266	1,298	1,389	1,483	1,844

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	05605 旅館・ホテル 接客係	職業安定 業務統計	1,244	1,416	1,515	1,553	1,662	1,775	2,207
2	地域調整	延岡計 84.5	1,052	1,197	1,281	1,313	1,405	1,500	1,865

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	05608 娯楽場・ス ポーツ施設接 客員	職業安定 業務統計	1,270	1,445	1,547	1,585	1,697	1,812	2,253
2	地域調整	延岡計 84.5	1,074	1,222	1,308	1,340	1,434	1,532	1,904

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	05699 その他の接 客・給仕の職 業	職業安定 業務統計	1,241	1,412	1,512	1,549	1,658	1,771	2,202
2	地域調整	延岡計 84.5	1,049	1,194	1,278	1,309	1,402	1,497	1,861

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	06599 その他の林業 の職業	職業安定 業務統計	1,170	1,331	1,425	1,450	1,563	1,670	2,076
2	地域調整	延岡計 84.5	989 (※)	1,125	1,205	1,226	1,321	1,412	1,755
3	基準値（0年）を 地域別最低賃額とした額		952	1,105	1,184	1,210	1,267	1,423	1,707

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	07205 弁当・惣菜製 造工	職業安定 業務統計	1,176	1,338	1,432	1,468	1,571	1,678	2,086
2	地域調整	延岡計 84.5	994	1,131	1,211	1,241	1,328	1,418	1,763

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	09603 旅館・ホテル 客室清掃整備 員	職業安定 業務統計	1,199	1,364	1,460	1,496	1,602	1,711	2,127
2	地域調整	延岡計 84.5	1,014	1,153	1,234	1,265	1,354	1,446	1,798

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	07206 その他の食料 品製造・加工 処理工	職業安定 業務統計	1,129	1,285	1,375	1,409	1,508	1,611	2,003
2	地域調整	延岡計 84.5	955 (※)	1,086	1,162	1,191	1,275	1,362	1,693
3	基準値（0年）を 地域別最低賃額とした額		952	1,105	1,184	1,210	1,267	1,423	1,707

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	05899 他に分類され ないサービスの職業	職業安定 業務統計	1,260	1,434	1,535	1,572	1,683	1,798	2,235
2	地域調整	延岡計 84.5	1,065	1,212	1,298	1,329	1,423	1,520	1,889

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	1461 農林漁業従事者	職業安定 業務統計	1,100	1,252	1,340	1,373	1,470	1,570	1,951
2	地域調整	延岡計 84.5	930 (※)	1,058	1,133	1,161	1,243	1,327	1,649
3	基準値（0年）を 地域別最低賃額とした額		952	1,105	1,184	1,210	1,267	1,423	1,707

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			100.0	116.0	124.3	127.0	133.0	149.4	179.3
1	03401 一般事務員	職業安定 業務統計	1,122	1,277	1,367	1,400	1,499	1,601	1,990
2	地域調整	延岡計 84.5	949 (※)	1,080	1,156	1,183	1,267	1,353	1,682
3	基準値（0年）を 地域別最低賃額とした額		952	1,105	1,184	1,210	1,267	1,423	1,707

別表2 対象従業員の基本給、賞与及び手当の額
【3ランク（0年、3年、10年）の場合の記載例】

等級	職務 の内容	基本 給額	賞与額	手当額	合計額		対応する 一般の労働 者の平均的 な賃金の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	06402（農作物栽培・収 穫作業員） 農産物管理・出荷管理	1,300～			1,300～		1,186	3年
B ランク	06402（農作物栽培・収 穫作業員） 農業補助	1,252～			1,252～	≥	950	0年

等級	職務 の内容	基本 給額	賞与額	手当額	合計額		対応する 一般の労働 者の平均的 な賃金の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	04501（レジ係） 売上管理業務	1,350～			1,350～		1,304	3年
B ランク	04501（レジ係） 通常レジ打ち販売業務	1,252～			1,252～	≥	1,045	0年

等級	職務 の内容	基本 給額	賞与額	手当額	合計額	対応する 一般の労働 者の平均的 な賃金の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	04506（食料品販売員） 仕入・在庫管理業務	1,350～			1,350～	1,298	3年
B ランク	04506（食料品販売員） 陳列・棚卸業務	1,252～			1,252～	1,040	0年

≧

等級	職務 の内容	基本 給額	賞与額	手当額	合計額	対応する 一般の労働 者の平均的 な賃金の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	05605（旅館・ホテル接 客係） 接客チーフ業務	1,350～			1,350～	1,340	3年
B ランク	05605 旅館・ホテル接客係 通常接客業務	1,252～			1,252～	1,074	0年

≧

等級	職務 の内容	基本 給額	賞与額	手当額	合計額	対応する 一般の労働 者の平均的 な賃金の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	05608（娯楽場・スポー ツ施設接客員） 接客チーフ業務	1,350～			1,350～	1,340	3年
B ランク	05608（娯楽場・スポー ツ施設接客員） 通常接客業務	1,252～			1,252～	1,074	0年

≧

等級	職務 の内容	基本 給額	賞与額	手当額	合計額	対応する 一般の労働 者の平均的 な賃金の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	05699（その他の接客・ 給仕の職業） 接客チーフ業務	1,350～			1,350～	1,309	3年
B ランク	05699（その他の接客・ 給仕の職業） 通常接客業務	1,252～			1,252～	1,049	0年

≧

等級	職務 の内容	基本 給額	賞与額	手当額	合計額		対応する 一般の労働 者の平均的 な賃金の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	06599（その他の林業の 職業） 生産・販売管理業務	1,300～			1,300～		1,226	3年
B ランク	06599（その他の林業の 職業） 補助作業業務	1,252～			1,252～	≧	989	0年

等級	職務 の内容	基本 給額	賞与額	手当額	合計額		対応する 一般の労働 者の平均的 な賃金の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	07205（弁当・惣菜製造 工） 製造管理業務	1,300～			1,300～		1,241	3年
B ランク	07205（弁当・惣菜製造 工） 製造補助業務	1,252～			1,252～	≧	994	0年

等級	職務 の内容	基本 給額	賞与額	手当額	合計額	対応する 一般の労働 者の平均的 な賃金の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	09603（旅館・ホテル客 室清掃整備員） 設備内清掃業務	1,300～			1,300～	1,265	3年
B ランク	09603（旅館・ホテル客 室清掃整備員） 客室内清掃業務	1,252～			1,252～	1,014	0年

≧

等級	職務 の内容	基本 給額	賞与額	手当額	合計額	対応する 一般の労働 者の平均的 な賃金の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	07206（その他の食料品 製造・加工処理工） 製造管理業務	1,300～			1,300～	1,191	3年
B ランク	07206（その他の食料品 製造・加工処理工） 製造補助業務	1,252～			1,252～	955	0年

≧

等級	職務 の内容	基本 給額	賞与額	手当額	合計額		対応する 一般の労働 者の平均的 な賃金の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	05899（他に分類されな いサービスの職業） クリエイティブ職務	1,350～			1,350～		1,329	10年
B ランク	05899（他に分類されな いサービスの職業） クリエイティブ職務補 助業務	1,252～			1,252～	≧	1,065	0年

（備考）

- 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、Bランク評価とみなして支給する。
- 2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額により比較するものとする。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9	—
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5	16.3

（資料出所）「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・大学卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合（71.5%）を乗じた数値

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9	—
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5	16.3

Ⅳ

別添3（再掲）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9	—
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5	16.3

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。